

尾鷲市環境保全対策資材購入費補助金交付申請の手引き

尾鷲市では、家庭から排出される生ごみの減量や資源化を目的に、生ごみ処理機、生ごみ処理容器、ガーデンシュレッダーを購入する方に対して、購入費の一部を補助しております。

補助金の制度や、申請に必要となる手続きなどについては次のとおりです。

補助金の対象となるものは？

- 生ごみ処理機 … 生ごみを分解、減容し、堆肥化又は消滅させる器具。
- 生ごみ処理容器 … 微生物等を利用して生ごみを分解、減容し、堆肥化する容器。
- ガーデンシュレッダー … 動力を利用して庭木の剪定枝、落葉等を粉碎しチップ化する器具。

※土壌改良など農業に利用するもの、営利を目的としたものなどは補助金の対象外となります。

※購入先については民間の販売店とし、オークションやフリマアプリ、リサイクルショップなどは対象外となります。

※付属品や消耗品、送料、保証料などは補助金対象外です。

補助金の額は？

購入費用の 1/2 で、限度額、基数は下記のとおりです。

○生ごみ処理機

1 世帯あたり 1 機 限度額 30,000 円

○生ごみ処理容器

1 世帯あたり 2 基まで 限度額 5,000 円（合計金額に対する限度額になります。）

○ガーデンシュレッダー

1 世帯あたり 1 機 限度額 30,000 円

※実際に負担される金額です。100 円未満は切り捨てになります。

（例）

90,000 円（税込み）の生ごみ処理機を購入した場合

90,000 円×2 分の 1=45,000 円

補助金は 3 万円が上限なので、**30,000 円が補助金額**

5,500 円（税込み）のコンポスト容器を購入した場合

5,500 円×2 分の 1=2,750 円

100 円未満が切捨てなので、**2,700 円が補助金額**

補助金の対象となる方

※事前にお問い合わせ下さい。

以下の要件を満たす方。

- 本市に住所がある方、環境美化活動等に取り組む市民団体（ガーデンシュレッダーのみ）。
- 処理機等を生ごみの処理等に活用しようとする方。
- 以前にこの補助制度を利用され、前回の補助金交付から 5 年が経過している方。

補助金交付までの流れ

〈手続きの流れ〉

(1)申請書の提出

〈必要書類〉

環境保全対策資材購入費補助金交付申請書

必ず、生ごみ処理機を購入される前にご申請くださいますようお願いいたします。

既に購入をされた場合などは補助の対象となりません。

見積書又は購入予定店舗と資材の価格がわかるものが必要になります。

(2)決定通知書の送付

申請書の審査後、環境保全対策資材購入費補助金交付決定通知書（以下「決定通知書」といいます。）を送付いたします。

決定通知書がお手元に届いてから、資材を購入してください。

決定通知書がお手元に届く前に、資材を購入された場合は、補助の対象となりませんので、十分ご留意ください。

決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3ヶ月以内または当該年度の末日のいずれか早い日までに資材を購入いただく必要があります。

(3)実績報告書の提出（資材を購入いただいた後にご提出くださいますようお願いいたします。）

〈必要書類〉

環境保全対策資材購入費補助金実績報告書

以下の書類を添付してください。

- ・領収書の原本又は写し

簡易なレシートではなく、商品名、購入金額、購入者名（申請者名）、購入日、購入店名が記載されている領収書が必要になります、また、提出された領収書は返却いたしません。

(4)請求書の提出

〈必要書類〉

環境保全対策資材購入費補助金交付請求書

- ・請求書には申請者様の記名押印をお願いします。

補助金の申請先、お問い合わせ先

※事前にご相談ください。

尾鷲市環境課（クリンクルセンター）

尾鷲市古戸町 10 番 9 号

TEL：0597-23-8251/FAX：0597-23-1700/mail：kankyou@city.owase.lg.jp